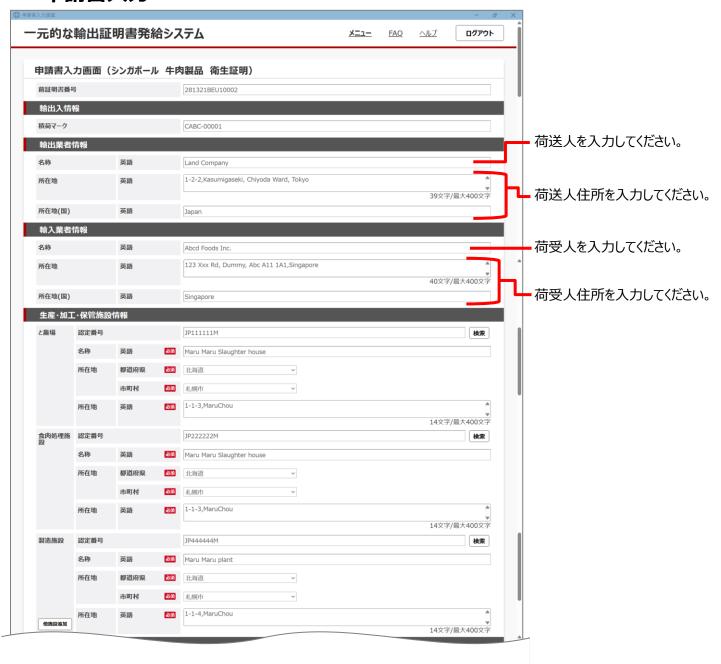
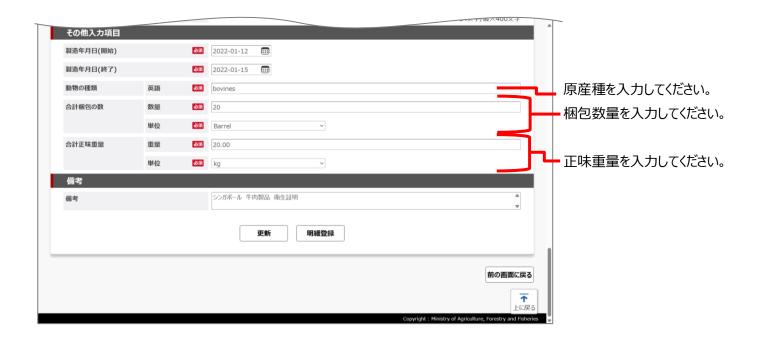
26 牛肉製品

26.1 シンガポール

26.1.1 衛生証明書

画面下部に表示されるボタンは、入力状況によって異なります。 申請書明細は最大 99 個まで登録可能です。100 個以上の場合は別途追加で申請してください。



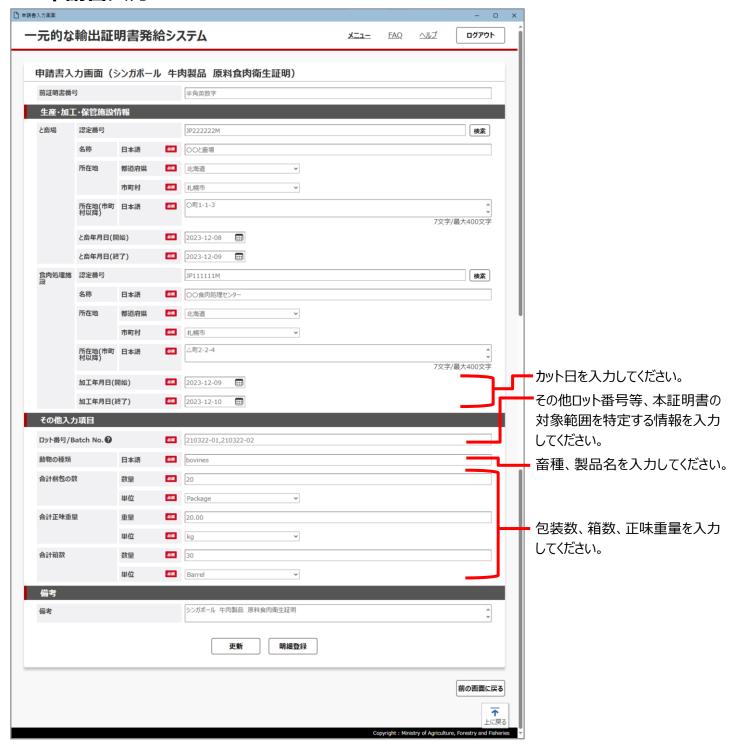




製品名に製品の加工の形態(commodity form)を併記ください。 なお、加工の形態については、「シンガポール向け輸出食肉製品等の取扱要綱」3の(4) ②に掲げるSFAのホームページに掲載されている施設の情報のうち、「Form」欄に記載の 加工の形態の内容(例: Processed, Heat Processed)を参照ください。

26.1.2 原料食肉衛生証明書

画面下部に表示されるボタンは、入力状況によって異なります。 申請書明細は最大 1 個まで登録可能です。2 個以上の場合は別途追加で申請してください。

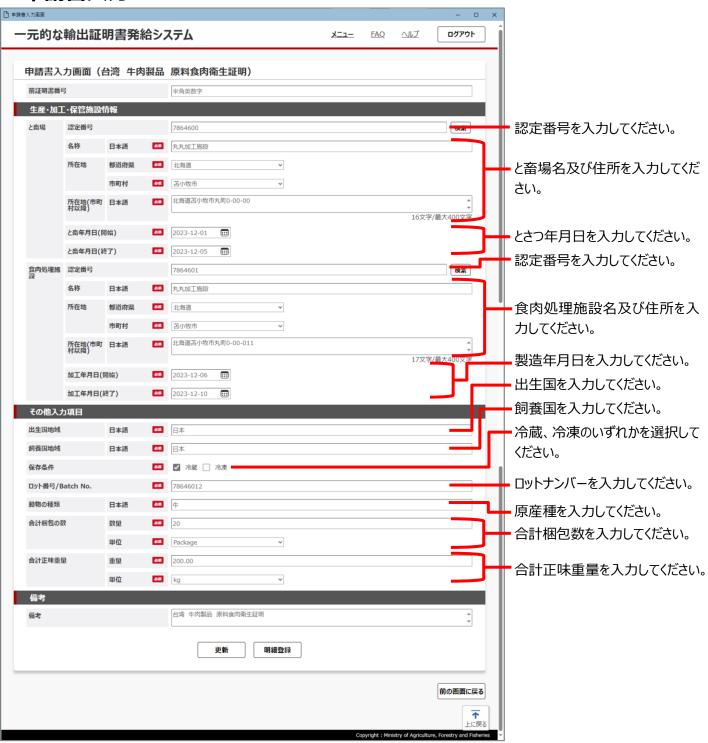




26.2 台湾

26.2.1 原料食肉衛生証明書

画面下部に表示されるボタンは、入力状況によって異なります。 申請書明細は最大 1 個まで登録可能です。2 個以上の場合は別途追加で申請してください。





26.2.2 衛生証明書

画面下部に表示されるボタンは、入力状況によって異なります。 申請書明細は最大 99 個まで登録可能です。100 個以上の場合は別途追加で申請してください。

